

公益財団法人愛知水と緑の公社女性の活躍を推進するための行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年6月1日～令和7年3月31日までの4年10月間

2 内容

目標：年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間14日以上とする。（新規付与数が20日未満の者にとってはその2分の1以上の日数）

〈対策〉

- 令和2年6月～令和7年3月
 - ・有給休暇取得を促す運動（有給休暇を前年同期より同日数以上取得する等）期間を設定・実施
 - ・社内会議及び通知にて職員へ周知活動を継続